



5月は消費者月間です

今年の
テーマ

デジタルで快適、消費生活術～デジタル社会の進展と消費者の暮らし～

社会のデジタル化が進み生活が便利になる一方で、デジタル化に伴う新たな消費者トラブルも発生していることから、消費生活のデジタル化を快適に進めていくきっかけとなるよう、本テーマが掲げられました。

消費者月間記念イベント「消費者のつどい」のご案内

日時 令和5(2023)年 **5月18日(木)** 13:30～15:30(13:00開場)

場所 栃木県総合文化センター サブホール

定員 250名(先着順)

内容 13:35～ 伝達式・表彰式
14:00～ 講演「より賢い消費者になろう ～ネット取引の闇～」

講師：弁護士 菊地 幸夫氏

参加無料

事前申込制



講師プロフィール：弁護士 菊地 幸夫氏

弁護士(第二東京弁護士会)。番町法律事務所。
中央大学法学部卒業。元司法研修所刑事弁護教官。現在、社会福祉法人練馬区社会福祉事業団理事、公益財団法人日本バレーボール協会監事も務める。また、日本テレビ「行列のできる相談所」をはじめ数々の番組にレギュラーとして出演。弁護士業務の傍ら体力作りにも勤しみ、地元小学生のバレーボールチームの監督等も務めている。

著書「こんなときどうする－夫婦と親子の法律相談」(共著、三協法規出版)
「こんなときどうする－夫婦と親子の法律相談2」(共著、三協法規出版)
「こんなときどうする－土地と建物の法律相談」(共著、三協法規出版)
「医療過誤と訴訟－その実態と対策 Q&A」(共著、三協法規出版)
「学校事故と訴訟 Q&A」(共著、三協法規出版)
「守られる権利 守るべき法律」(共著、三協法規出版)

申込み 電話、栃木県電子申請システム(県ホームページ)又は下記申込書に必要事項を記入の上FAXにて送付(申込期限：5月12日(金))

問合せ先 栃木県暮らし安全安心課 TEL:028-623-3242/FAX:028-623-2182
栃木県電子申請システム https://s-kantan.jp/pref-tochigi-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=4904



※都合により内容等が変更になる場合がありますのでご了承ください。発熱や体調のすぐれない方は、ご来場をお控えいただきますようお願いいたします。

消費者のつどい(5/18(木))申込書

参加者氏名	TEL
配慮事項(車椅子利用等)	

主催：栃木県・栃木県金融広報委員会

後援：金融広報中央委員会

悪質商法の手口を知って、だまされない！

SNSによるトラブル

副業トラブル

高額な手続き費用や利用料を払うばかりで全然稼げない…

稼げる副業
儲かる！

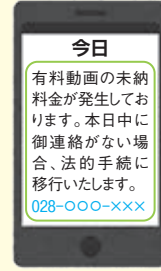


定期購入トラブル

お試しだけのつもりだったのに…



架空・不当請求



利用した覚えは
ないけれど…



トラブル防止 のポイント

- SNS上の広告は内容をしっかりと確認する。
- 「楽にもうかる」「必ず稼げる」といったことはありません。
- インターネット通販での購入は、契約内容、解約・返品条件を必ず確認する。
- 身に覚えのない請求は無視する。



困ったときは、ひとりで悩まず、早めに消費生活センターへ相談を！



～お近くの相談窓口につながります～

いやや！

消費者ホットライン ☎188 (嫌や！悪質商法！)

栃木県消費生活センター ☎028-625-2227 (相談専用)

(受付時間) 月～金曜日 午前9時～午後4時 (祝日・年末年始は除く)

出前講座のご紹介

「**栃木県金融広報委員会**」では、学校の授業や、県・市町が開催する講習会、地域団体やサークルなどに、様々な専門知識を持った金融広報アドバイザーを講師として無料で派遣しています。

栃木県金融広報委員会事務局

(栃木県暮らし安全安心課内)

☎028-623-2151

主な対象

テーマ例

小学生・PTA

- ・お金の大切さを学ぼう
- ・正しい金銭感覚の身につけ方
- ・親子で学ぶおこづかいの使い方

中学・高校生
大学生等

- ・消費者トラブルにあわないために
- ・多重債務に陥らないために
- ・悪質商法・クレジットカードについて

一般

- ・これからのライフプラン(生活設計)
- ・金融商品の基礎知識(年金・保険等)
- ・老後の生活設計

「栃木県暮らし安全安心課」

では、悪質商法の被害を未然に防止するための講座を無料で開催しています。

講座は皆さんの街まで出張します。

栃木県暮らし安全安心課

☎028-623-2135

講話のテーマ

- ・かしこい消費者になるために (主に学生若者向け)
- ・最近の悪質商法の手口と対処方法について (主に一般成人向け)
- ・超高齢社会における消費者問題について (主に高齢者自身や高齢者を見守る立場の方向け)